

令和元年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 1) 例月出納検査の報告（平成31年4月分）
 - 2) 令和元年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告
 - 3) 平成30年度の経営状況及び令和元年度事業計画の報告
 - ・株式会社美郷の大地
 - ・あきた美郷づくり株式会社
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
- 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第31号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第 6 陳情第34号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第 7 陳情第32号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 8 陳情第33号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 議案上程（説明）
- 第 9 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第10 同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 議案第34号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案上程（説明）

- 第 1 3 議案第 3 6 号 財産の取得について
- 第 1 4 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 第 1 5 議案第 3 8 号 財産の取得について
- 第 1 6 議案第 3 9 号 財産の取得について
- 第 1 7 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 8 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 9 議案第 4 2 号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について
- 第 2 0 議案第 4 3 号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 4 4 号 美郷町森林環境保全基金条例の制定について
- 第 2 2 議案第 4 5 号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 4 6 号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 4 7 号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第 1 号
- 第 2 5 議案第 4 8 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 6 議案第 4 9 号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 深 沢 義 一 君 | 3番 | 鈴 木 正 洋 君 |
| 4番 | 内 田 清 文 君 | 5番 | 泉 美和子 君 |
| 6番 | 森 元 淑 雄 君 | 7番 | 高 山 茂 雄 君 |
| 8番 | 細 井 邦 男 君 | 9番 | 熊 谷 良 夫 君 |
| 10番 | 伊 藤 福 章 君 | 11番 | 鈴 木 良 勝 君 |
| 12番 | 村 田 薫 君 | 13番 | 藤 原 政 春 君 |
| 14番 | 深 澤 均 君 | 15番 | 熊 谷 隆 一 君 |
| 16番 | 澁 谷 俊 二 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------|-------------|--------------------------|-------------|
| 町 長 | 松 田 知 己 君 | 副 町 長 | 佐々木 敬 治 君 |
| 総 務 課 長 | 本 間 和 彦 君 | 企 画 財 政 課 長 | 高 橋 穰 君 |
| 税 務 課 長 | 藤 田 信 晴 君 | 住 民 生 活 課 長 | 高 橋 久 也 君 |
| 福 祉 保 健 課 長 | 齊 藤 敦 子 君 | 農 政 課 長 | 高 橋 勉 君 |
| 商 工 観 光 交 流 課 長 | 黒 田 逸 人 君 | 建 設 課 長 | 木 村 英 彰 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 | 小 田 長 光 仁 君 | 農 業 委 員 会 長 | 高 橋 正 尚 君 |
| 教 育 長 | 福 田 世 喜 君 | 教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長 | 木 村 光 紀 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 煙 山 光 成 君 | 生 涯 学 習 課 長 | 皆 川 信 之 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 深 澤 克 太 郎 君 | 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長 | 奥 山 智 佳 等 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|----------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 鈴 木 忠 | 庶 務 班 長 兼 議 事 班 長 | 高 橋 幸 子 |
| 主 査 | 高 橋 洋 子 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番鈴木正洋君、4番内田清文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月4日から6月14日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてご報告申し上げます。

5月28日招集告示されました令和元年第4回美郷町議会定例会に当たり、5月29日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたのでご報告をいたします。

はじめに、本定例会の会期は本日6月4日から14日までの11日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。次に、報告第2号を上程し、説明を受けます。次に、同意第1号、議案第34号及び議案第35号を上程し、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第36号から議案第49号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

6月5日から12日までは休会とし、6日正午を一般質問の通告締め切りとします。

なお、休会中の日程ですが、6月7日、10日及び11日に関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

6月13日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月14日は午前10時から本会議を再開し、議案第36号から議案第49号までの質疑、討論、表決を行い、その後、陳情の審査結果についてを委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成31年4月分の結果報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、令和元年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

3として、町長より、株式会社美郷の大地、あきた美郷づくり株式会社、それぞれの平成30年度の経営状況及び令和元年度事業計画を説明する書類の提出がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、こ

れを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和元年第4回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、六郷わくわく園において5月下旬に感染性胃腸炎の感染があり、ゼロ歳児クラスを5月28日から30日までの3日間、学級閉鎖したことについてご報告いたします。

これまで感染性胃腸炎と診断されたり、嘔吐・下痢の症状が見られたのは、園児3人と保育士等7人です。保育室の消毒徹底や学級閉鎖により、ある程度拡大は防げたものと考えております。

各こども園では、清潔な園舎の維持と手洗い指導等に引き続き注力するとともに、保護者と協力しながら子供たちの健康保持に努めてまいります。

次に、5月27日から29日にかけてのタイ王国訪問についてご報告いたします。

今回の訪問目的は、ホストタウンとしてのサポート体制の充実を図ることにあり、秋田大学医学部とタイバドミントン協会、タイのマヒドン大学によって結ばれる、タイ王国バドミントンナショナルチームの医療ケアの体制構築に関する基本合意書の調印式に、北都銀行の斉藤会長とともに出席し、立会署名を行ってきました。これにより、美郷町で実施されるオリンピックの事前合宿でもけがや病気が発生した際には、秋田大学医学部がサポートしてくれることになりました。また、タイバドミントン協会のパッターマー会長初め、関係者と今後の取り組みについて意見交換を行ってまいりました。

東京2020オリンピック聖火リレーの実施市町村が6月1日に公表され、美郷町でも来年6月9日に実施されることになりました。実施内容などの詳細につきましては、県の実行委員会や関係機関と調整しながら検討してまいります。

大雨等による地滑りやのり面崩落などの災害時に早期の復旧を図るため、災害時における応急対策業務の応援に関する協定を大仙・仙北測量設計業協会と5月31日に締結いたしました。これにより、災害に係る測量調査の早期着手が可能となり、早期の復旧が図られるものと期待しております。

次に、第2次美郷町総合計画におけるリーディングプロジェクトについてご報告いたします。

1つ目は豊かさ実感プロジェクトについてですが、水辺クリーンアップ事業として、4月14日に六郷地区の清水周辺のごみ拾いや御伊勢堂川の清掃活動を町民の皆様や各事業者から約120人の

参加をいただき実施しました。

また、セルフケアの推進強化及び健康寿命の延伸を目的として、今年度から健康ポイント事業をスタートさせており、5月末での申込者数は331人です。今後も事業の周知を図り、セルフケアの意識向上に努めてまいります。

2つ目は活力創出プロジェクトについてですが、美郷雪華コレクション2019と題して、美郷雪華ラベンダー酵母や酒かすを利用した新商品の発表を、6月12日に名水市場湧太郎で開催します。各商品の特徴を事業者から紹介してもらうほか、新商品の試食会も行います。ことしも日本酒やお菓子などが発表される予定です。今後とも町を代表する特産品コレクションとして、商品開発、販売促進を支援してまいります。

生菓の里美郷構想については、引き続き農家への栽培支援や試験栽培管理を行うほか、キキョウの栽培指針や経営指標を周知し、栽培農家の拡大に努めてまいります。

3つ目は交流促進プロジェクトについてですが、町内の小学生と保護者10組20人が友好都市である東京都大田区を4月27日から28日にかけて訪問し、JAL整備工場の見学や雑色商店街の散策、大田区子どもガーデンパーティーへの参加などを通じて交流を深めました。今後も、協定企業、友好都市との交流を推進し、人がつながるまちづくりを目指してまいります。

また、昨年度に引き続いて、町内宿泊施設の利用促進と滞在型観光の推進を目的に、日本航空株式会社の協力のもと、JALふるさと応援割を6月1日から来年2月29までの期間で実施しております。この事業は、秋田空港を往路利用し、美郷町の登録宿泊施設を利用した場合、旅行代金から所定の金額を割引するもので、今後の利用促進に向けPRを図ってまいります。

仙台市沖野中学校2年生11人が5月23日から24日に、六郷高等学校1年生67人が5月29日に、それぞれ町内の農家で農作業体験をしました。今後も都市農村交流に係る事業を連携させながら、交流の促進に努めてまいります。

ホストタウン関連事業として、タイ食文化講座を5月8日に町保健センターで開催しました。昨年に引き続き、サランヤ・ブンターさんと山村シリポーンさんを講師に迎え、11の方が受講しました。はじめに、タイの地理や簡単なタイ語などを教わり、その後、タイの食材や香辛料を使った、やわらか豚のあんかけ麺としてロードナーや、モチ米粉のお菓子としてカノムティインづくりに挑戦しました。今後も食文化を通じて国際理解を深める機会を増やしていくため、同様の講座を5回程度開催する予定です。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、限られた財源の中で必要な公共施設等を将来にわたって適切に

維持して管理運営していくため美郷町公共施設等最適化実施計画を策定しましたので、今後は計画に沿った取り組みを進めてまいります。

また、現在、合併15周年記念事業として開催する開運なんでも鑑定団の出張鑑定へのお宝を募集しております。番組制作会社と調整した結果、応募の締め切りを当初の6月10日から7月1日まで延長することとしました。ジャンルは問いませんので、これはというお宝をぜひご応募ください。

次に、住民生活課関係ですが、一昨年の12月以来、美郷町内での交通死亡事故ゼロを継続していましたが、4月29日に県道角館六郷線千畑地区中野際地内で交通死亡事故が発生してしまいました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈りするとともに、改めて交通事故のない町になるよう啓発活動を行ってまいります。

また、防火関係ですが、4月に入ってからこれまで7件の火災が発生しております。4月中旬から好天が続き空気も乾燥したことから、野焼きによる原野火災や、建物等の火災が相次いだため、広報車等での巡回活動や啓発活動を強化したところです。

次に、福祉保健課関係ですが、早朝総合検診を4月12日から開始し、6月9日まで実施することになっています。5月31日までの受診状況は、特定健診が対象3,610人のうち1,449人、大腸がん・胃がん及び肺がん検診では対象者7,496人のうち、大腸がんが2,865人、胃がんが1,948人、肺がんが3,145人、乳がん検診が対象者4,449人のうち885人、子宮がん検診が対象者4,563人のうち686人がそれぞれ受診しており、受信状況は昨年と同程度となっております。今後は医療機関での受診を勧奨していくほか、4日間の追加健診の機会を設け、受診機会の拡充と利便性に配慮しながら、受診率向上に努めてまいります。

また、風疹感染の拡大防止のため、抗体保有率の低い世代である昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象とした抗体検査と予防接種に関する通知書及びクーポン券を対象者1,932人全員に4月4日に発送しています。早朝総合健診で抗体検査を受けられた方は、5月31日時点で195人います。今後も周知を図り予防に努めてまいります。

次に、商工観光交流課関係ですが、3月に美郷町観光振興計画を策定し、今年度より体験型・滞在型観光の推進に向けた各般の取り組みを進めていくこととしております。今月開催予定の地域資源活用協議会にて関係各者と初めての協議を行い、計画の具現化を進めてまいります。

また、観光と物産振興に向けた組織統合関係ですが、美郷温泉振興株式会社、株式会社雁の里せんなん、六郷まちづくり株式会社、美郷町観光協会の3法人1団体が3月31日をもって解散いたしました。4月1日からは、あきた美郷づくり株式会社が業務を引き継ぎながら、新たな観光

と物産の連携による地域経済の活性化に向け、事業を開始しております。

次に、六郷温泉あったか山の源泉の所有権についてですが、町以外の所有者が持つ2分の1の権利について町への持ち分移転登記が完了し、全て町の所有となりました。

夏の風物詩でもある美郷町ラベンダーまつりを6月15日から7月7日まで開催します。期間中の主なイベントとしては、6月29日に美郷町べごっこまつり、ご当地キャラクター大集合in美郷町ラベンダー園を開催します。また、新たな体験メニューとして、ラベンダーバンドルズづくりの体験コーナーを設置します。多数のご来園をお待ちしております。

次に、農政課関係ですが、農家の春作業は比較的好天にも恵まれ、ほぼ平年並みの進捗となっております。

2019年度の水田農業施策をまとめた冊子を作成し、3月25日に全農家へ配付するとともに、4月2日及び5月24日に開催した地域農業推進員会議で事業の周知を図りました。なお、水田活用の直接支払交付金に係る対象作物の第一次現地確認は、6月3日から14日までを予定しております。

また、農地集積加速化基盤整備事業鍵田南谷地地区が4月1日付で採択となりました。事業概要は、受益面積が63.0ヘクタール、概算事業費が約13億5,500万円、事業年度は令和6年度までです。なお、今年度は、次年度以降の工事に向けた調査設計業務を行う予定となっております。

次に、建設課関係ですが、4月から5月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事1件、道路舗装及び舗装補修工事5件、外側線工事1件、河川工事1件、公園施設修繕工事3件、業務委託として公園管理業務11件、測量調査設計業務2件、町営住宅水質検査業務1件を、また、上下水道関係としては、水道施設の設備更新工事2件、設計業務2件、アセットマネジメント策定業務1件、上下水道施設保守点検業務18件、水質検査業務3件を発注しております。

次に、教育推進課関係ですが、4月9日から10日にかけてタイ王国ワチュラウッド王立学校の教員6人が六郷小学校と千畑小学校を視察しております。六郷小学校では入学式の様子を、千畑小学校では授業を一巡しながら参観しました。参観後に両校で行われた懇談では、小学校の教育課程や指導方法等について活発な意見交換が行われました。

次に、生涯学習課関係ですが、4月12日から制作が開始された画家の大小島真木氏による金をテーマにした公民館の壁画が5月1日に完成し、翌5月2日に完成除幕式を行いました。制作期間中は多くの町民や小学生、園児たちが見学し、作者との交流を深めました。今回の壁画は、美郷中学校の水、仙南小学校の土、千畑小学校の木に続く4作目であり、今冬制作を予定している六郷小学校の壁画、火が完成すれば、万物は5種類の元素からなり、それらは一定の法則で互い

に影響を与え合いながら変化し循環しているという五行思想に基づく全ての作品がそろふこととなります。

チャレンジデー2019が神奈川県湯河原町を対戦相手に5月29日に開催されました。当日はおはよう笑顔でラジオ体操やみんなで楽しくウォーキング、チャレンジM I S A T Oスポーツ少年団大会などを行い、参加者1万3,511人、参加率68.5%で勝利しました。

また、平成28年度から行ってまいりました坂本東嶽邸の改修補強工事等がこのほど完了し、6月1日にオープンセレモニーを行いました。当日は、出席者と観覧者など約100人が参加し、ギャラリートークや、陸羽地震と千屋断層と題した東北大学名誉教授の今泉俊文氏による講演などを行い、地元で発生した過去の災害を学ぶことで防災意識の高揚につながる機会ともなりました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、平成30年度的美郷町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてご報告するものです。

同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、坂本浩之氏を教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第34号及び議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、高橋正彦氏と高橋信雄氏を人権擁護委員に推薦したく、それぞれお諮りするものです。

議案第36号から議案第39号 財産の取得についてですが、事務用パソコン、住民基本台帳ネットワークシステム機器、除雪ドーザ、除雪グレーダの取得に係る契約について、それぞれお諮りするものです。

議案第40号及び議案第41号 工事請負契約の締結についてですが、七滝山線森林管理道開設工事と羽貫谷地線改良舗装工事について工事請負契約を締結したく、それぞれお諮りするものです。

議案第42号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い関係条例の所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第43号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、財政健全化の取り組みに伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第44号 美郷町森林環境保全基金条例の制定についてですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林整備及びその促進に必要な経費に充てるための基金を設置することとし、その設置に必要な事項を定めるため、お諮りするものです。

議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、国民健康保険税の賦課総

額に合わせ税率を改正する必要があるため、お諮りするものです。

議案第46号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、新たな施設の設置に伴い所定の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第47号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第1号についてですが、森林環境譲与税の追加、プレミアム付商品券事業費の追加、幼児教育無償化に伴うシステム改修費の追加、給食業務委託料の増額及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第48号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、国民健康保険税の減額、普通交付金、前年度繰越金、積立金及び返還金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第49号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第1号についてですが、地方債対象事業精査による減額に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎陳情第31号及び陳情第34号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第31号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の件及び日程第6、陳情第34号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の件、以上2件は同一趣旨の事件でありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題として上程したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。一括議題として上程します。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。陳情第31号及び陳情第34号については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第31号及び陳情第34号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第32号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、陳情第32号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第32号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第33号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、陳情第33号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第33号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第2号についてご説明いたします。

平成30年度美郷町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計補正予算第1号、第6号及び第7号にて議決いただきました合計8件の繰越明許費で、翌年度繰越額の合計は5億5,535万7,000円でございます。

財源内訳ですが、既収入特定財源は、農地集積加速化基盤整備事業及び中学校施設環境整備事業で、平成30年度実施事業の起債借入れにおいて、事業費の端数調整のため、一部平成31年度への繰り越し事業費分も含めて借入れしたことによる繰り越し事業分の地方債でございます。

未収入特定財源の国庫支出金は、除排雪機械整備事業及び緊急車両不通路線改良事業における社会資本整備総合交付金、小中学校施設環境整備事業における冷暖房設備対応臨時特例交付金でございます。

県支出金は、大規模肉用牛団地整備事業費補助金でございます。

地方債につきましては、農業生産基盤整備事業債、合併特例債、過疎対策事業債及び学校教育施設等整備事業債、5件でございます。

また、小中学校施設環境整備事業におけるその他は、公共施設整備基金繰入金でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第2号の説明が終わりました。

◎同意第1号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 坂本浩之氏は、現在美郷町商工会理事で、かつては美郷町商工会青年部長も務めており、長年にわたって地域づくりに取り組んでいるとともに、現在PTA役員としても活躍され、教育について幅広い見識をお持ちの方です。

ついては、坂本氏を教育委員会委員として任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

◎議案第34号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第34号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高橋正彦氏は、平成28年10月から人権擁護委員を務められていらっしゃいます。長年にわたる教職員のご経験を生かし活動するとともに、大曲人権擁護委員会協議会大曲部会では男女共同参画委員会委員長としても活躍なさっています。

令和元年9月30日をもって同氏の任期が満了となることから、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第34号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第35号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高橋信雄氏は、秋田県職員として勤務されていたことから、広く社会の諸事情に通じ、秋田県中央児童相談所長を務められるなど福祉行政にかかわるさまざまな問題に長年取り組まれてきた方です。人権問題への理解や熱意を有しており、実状に応じた人権擁護活動をしていただけることが期待されます。

つきましては、高橋氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第35号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意

見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第36号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第36号 財産の取得についてをご説明いたします。

契約書の案は議案資料集1ページに、入札執行の詳細については2ページから3ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

事務用パソコンを購入するに当たり、5月21日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,036万8,000円で大仙市大曲須和町2丁目2番20号、株式会社アイネックス大仙営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は9月27日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第36号の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第37号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第37号 財産の取得についてをご説明いたします。

契約書の案は議案資料集4ページに、入札執行の詳細については5ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

住民基本台帳ネットワークシステム機器を購入するに当たり、5月21日に指名競争入札により入札を執行した結果、847万円で大仙市大曲日の出町1丁目6番12号、株式会社アチカ大仙支社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は10月18日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第37号の説明が終わりました。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第38号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第38号 財産の取得についてをご説明いたします。

契約書の案は議案資料集6ページに、入札執行の詳細については7ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

除雪ドーザを購入するに当たり、5月22日に指名競争入札により入札を執行した結果、2,087万8,000円で大仙市泉町5番34号、コマツ秋田株式会社大曲支店に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は12月28日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第38号の説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第39号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第39号 財産の取得についてをご説明いたします。

契約書の案は議案資料集8ページに、入札執行の詳細については9ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

除雪グレーダを購入するに当たり、5月22日に指名競争入札により入札を執行した結果、3,476万円で大仙市泉町5番34号、コマツ秋田株式会社大曲支店に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は12月28日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第39号の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第40号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第40号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集10ページに、入札執行の詳細については11ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、流域育成林整備事業七滝山線森林管理道開設工事について、5月22日に一般競争入札を執行した結果、5,445万円で美郷町六郷字古館150番地、大和建设株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が令和2年3月19日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第40号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第41号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第41号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

契約書の案は議案資料集12ページに、入札執行の詳細については13ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、社会資本整備総合交付金事業羽貫谷地線改良舗装工事について、5月22日に一般競争入札を執行した結果、5,841万円で美郷町金沢東根字南外川原126番地、株式会社沢野建設に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が11月29日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第41号の説明が終わりました。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第42号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第42号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い関係条例の所要の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正条文は議案24ページ以降に記載してございまして、関係する条例5本を一括にて改正するものでございます。

また、新旧対照表は資料集14ページ以降に掲載してございますので、こちらをごらんいただきたいと存じます。

まずは、第1条、美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正でございますが、別表第1及び別表第2につきまして、基本使用料等の下線づきの部分を税率引き上げに合わせ改正するものでございます。

次に、第2条、美郷町下水道条例の一部改正でございますが、別表第1につきまして、同様の改正をするものでございます。

続いて、第3条、美郷町水道事業給水条例の一部改正でございますが、別表第1から別表第3につきまして、同様の改正をするものでございます。

第4条、美郷町行政財産使用料徴収条例の一部改正でございますが、別表につきまして、表中、建物使用料の使用料の額の欄中、1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に乗ずる数値を改め、また、備考欄で税率につきまして、数値から文言による表記に改めるものでございます。

第5条、美郷町道路占用料徴収条例の一部改正でございますが、第2条第3項について、前条と同様に税率につきまして、数値から文言による表記に改正するものでございます。

それでは、議案の29ページの下段をごらんいただきたいと存じます。

附則でございますが、第1条で、この条例の施行期日を10月1日と規定してございます。

続く、第2条から第4条につきましては、美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例、美郷町下水道条例及び美郷町水道事業給水条例のそれぞれの一部改正に伴う経過措置を規定してございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第42号の説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第43号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 稔君） 議案第43号についてご説明いたします。

財政健全化の取り組みに伴い、手数料及び施設使用料並びに利用者負担金等について、関連する18本の条例の規定を改正したく、提案するものでございます。

このたびの財政健全化の取り組みに伴う見直しにつきましては、近隣市町との比較を行うとともに、特に施設使用料につきましては、次の点を基本的な考え方として見直し、使用料改定を行うものでございます。

1つ目に、施設個々の特性を考慮しつつ、施設間または施設規模のバランスを考慮した使用料金とするものでございます。

2つ目に、施設の効率的な使用と使用者の負担の公平性を図る観点から、使用料及び冷暖房料は基本的に1時間単位で設定することといたしております。

3つ目に、これまで半日単位や1日単位で使用料を設定していた場合は、時間で割り返して1時間当たりの使用料の目安とするわけでございますが、その際生ずる端数につきましては、基本的に50円単位で端数調整し、施設使用者側も使用料徴収側もわかりやすい額といたしております。また、既に1時間単位で使用料を設定していた施設につきましても、同様に50円単位で端数調整いたします。

4つ目に、団体割引を行う施設につきましては、適用人数を10人以上に統一いたします。

それでは、改正内容につきまして、順にご説明いたします。

改正条文は32ページから50ページまででございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集19ページをお願いいたします。

第1条による改正は、美郷町手数料条例の一部改正でございます。手数料を規定しております別表第1の印鑑の区分において、印鑑登録証の交付及び印鑑登録の改印の手数料1件につきそれぞれ200円を追加するものでございます。また、行政不服審査の区分において、コピー手数料のうちカラーコピーの手数料を1枚当たり30円から40円に改めるものでございます。次のページ、A3版以内のものについても同様でございます。

次に、下段、第2条による改正は、美郷町公民館使用料徴収条例の一部改正でございます。使

用料に10円未満の端数が生ずることのないよう改定するため、当該条例第2条第2項を削除するものでございます。

21ページをお願いいたします。

各施設の使用料を規定しております別表につきまして、全ての施設を1時間当たりの施設使用料と冷暖房使用料に分けて設定するとともに、応接室を有料施設として追加し、音楽室を楽屋1、地域活動室を楽屋2と名称変更いたします。各部屋等の使用料は表のとおり50円単位で端数調整するものでございます。

次に、同ページ下段、第3条による改正は、美郷町坂本東嶽邸観覧料徴収条例の一部改正でございます。観覧料を規定しております別表につきまして、個人の観覧料を300円に、団体の要件を10人以上とし、1人につき200円に改めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

次に、第4条による改正は、美郷町坂本東嶽邸使用料徴収条例の一部改正でございます。当該条例第2条に規定しております使用料を1時間単位に改め、各部屋を表のとおり改めるものでございます。

次に、第5条による改正は、美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正でございます。使用料を規定しております別表につきまして、全面利用の場合を基本として使用目的別、昼夜別に分けた上で50円単位で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

自由利用の場合は、小学生、中学生を50円、高校生、一般を100円に、また、暖房設備につきましては、円をつけた表記に改めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

次に、第6条による改正は、美郷町野球場使用料徴収条例の一部改正でございます。使用料を規定しております別表につきまして、シャワー室を除き、全て1時間単位の料金設定とした上で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。なお、シャワー室の利用については1回の使用料金とするものでございます。

次に、下段、第7条による改正は、美郷町武道館使用料徴収条例の一部改正でございます。使用料に10円未満の端数が生ずることのないよう改定するため、当該条例第2条第2項を削除するものでございます。

25ページをお願いいたします。

使用料を規定しております別表につきまして、格技場及び弓道場の使用料を端数調整し、表の

とおり改めます。また、自由利用の料金設定を削除し、暖房設備使用料を追加するものでございます。なお、暖房使用料を1時間単位で設定したことから備考の3を、また、自由利用の規定を削除したことから備考の4を削除するものでございます。

次に、第8条による改正は、美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正でございます。使用料を規定しております別表中、26ページの雁の里山荘から28ページの多目的グラウンドにつきましては50円単位で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。また、28ページ、パークゴルフ場につきましては小中学生用の回数券の規定を削除し、29ページ、その他の施設につきましては50円単位で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。

次に、第9条による改正は、美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正でございます。使用料に10円未満の端数が生ずることのないよう改定するため、当該条例第2条第2項を削除いたします。南ふれあい館及び北ふれあい館の使用料を規定しております別表につきましては、各部屋を1時間当たりの使用料と冷暖房使用料に分け、表のとおり改めるものでございます。

次に、30ページ、31ページ、第10条による改正は、美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。使用料を規定しております別表につきましては、各部屋を1時間当たりの使用料と冷暖房使用料に分け、端数調整した上で、表のとおり改めるものでございます。なお、冷暖房使用料を1時間単位で設定したことから、備考の規定を削除いたします。

次に、第11条による改正は、美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正でございます。使用料を規定しております別表につきましては50円単位で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。なお、施設の性質上、1時間単位とはせず、現行のまま昼夜の区分といたします。

次に、第12条による改正は、美郷町特定地区公園条例の一部改正でございます。当該条例の第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料を既定する別表第4につきましては50円単位で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。

また、32ページ、当該条例第9条に掲げる有料施設の使用料を規定する別表第5中、カントリパークにつきましては50円単位で端数調整し、33ページ、大台野広場につきましてはグラウンド・ゴルフ場、パーク・マレットゴルフ場の小中学生の回数券の規定を削除するとともに、多目的運動広場を1時間当たりに設定し、使用区分ごとに端数調整して、表のとおり改めます。

35ページから37ページ、総合体育館につきましては、アリーナ使用料を体育使用とその他の使用に分け、使用面積に応じ、また、照明使用料を使用面積と照度に応じ、表のとおり改めます。

また、37ページ、フィットネスルームは端数調整、38ページのステージの使用料の規定は削除、ウォームアップルームは端数調整、39ページの放送設備は施設の特性を考慮し500円に、そして、

暖房設備使用料につきましては、アリーナと観覧席の区分を統合し、アリーナ全体で4,650円に改めるものでございます。

なお、40ページ、備考欄につきましては、表中の改定に伴う表記の改定と削除による繰り上がりでございます。

次に、41ページ、第13条による改正は、美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

42ページ、別表2中、2番サン・スポーツランド千畑温水プール、テニスコート、用具貸し出しについて、表のとおり改めるものでございます。

次に、下段、第14条による改正は、美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。施設の特異性や利用者が限定的なことを勘案し、処理量ごとに表のとおり改めるものでございます。

次に、43ページ、第15条による改正は、美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。使用料に10円未満の端数が生ずることのないよう改定するため、当該条例第11条第2項を削除いたします。使用料を規定しております別表につきまして、各部屋を1時間単位の使用料と冷暖房使用料に分け50円単位で端数調整し、表のとおり改めるものでございます。

次に、44ページ、第16条による改正は、美郷町自転車競技場設置条例の一部改正でございます。使用料を規定しております別表中、多目的広場の使用料を端数調整し、300円に改めるものでございます。

次に、第17条による改正は、美郷町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。別表第1で規定しております体験活動室につきまして、1時間当たりの使用料と冷暖房使用料に分けて、記載のとおり改正するものでございます。また、別表第2で規定しております資料館展示室及び佐々木毅記念室の観覧につきましては、個人利用、団体要件、団体料金を表のとおり改正するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

第18条による改正は、美郷町放課後児童健全育成事業利用者負担金等に関する条例の一部改正でございます。当該条例第3条第1項では、利用者負担額を別表で定める額に限定することに改めます。第2項では月の途中で入所した場合の利用者負担額の算定方法を、第3項では月の途中で額の算定の区分が変更になった場合の額の算定について、第4項では利用者負担の減免、免除について規定を追加いたします。これにより第5条を削除し、第6条は一部表記を削り、第5条に繰り上がります。

45ページ、46ページの利用者負担額を既定する別表につきましては、これまで一律であったものから生活保護世帯、ひとり親世帯、それ以外に属する場合ごとに、1人目利用と同一世帯で2人目以降の利用を区分し、表のとおり改正するものでございます。また、備考欄につきましては、用語の意義について規定してございます。

議案集にお戻りいただき、50ページをお願いいたします。

附則にて、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第43号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

(午前11時03分)

(午前11時12分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第44号 美郷町森林環境保全基金条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） 議案第44号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林整備及びその促進に必要な経費に充てるための基金を設置することとし、その設置に必要な事項を定めるため提案するものでございます。

議案52、53ページ、別紙条例案をお開き願います。

第1条では基金の設置について、第2条では積み立てる財源について規定しております。第3条から第5条では、基金の管理及び運用について規定し、第6条では基金の処分について規定しております。第7条では、この条例の施行に関する町長への委任について規定しております。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第44号の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和元年度の国民健康保険税を賦課するに当たり、賦課総額に合わせ税率を改正したく、提案するものでございます。

今回の条例改正は、令和元年度国民健康保険税において、資産割額を廃止し、所得割額、均等割額、平等割額の税率については平成30年度から据え置きとするものでございます。

改正条文は56ページにございますが、改正内容について新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表47ページをお願いいたします。

課税額の上限を定める第4条第2項から第4項まで資産割額を規定する事項を削り、資産割額の税率を定める第6条、第9条及び第11条については条文を削除するものでございます。

続きまして、議案56ページに戻っていただき、附則についてご説明いたします。

中段、附則、第1条の施行期日ですが、公布の日から施行するものとし、第2条の適用区分ですが、本条例の規定は令和元年度以後の国民健康保険税に適用することを規定するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（澁谷俊二君） これで、第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第46号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（皆川信之君） それでは説明いたします。議案第46号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町宿泊交流館内に移築工事を実施してございました佐藤章生家の

蔵がこの8月に工事完了することに伴い、所要の規定を改正したく、提案するものでございます。

それでは、資料集の50ページから55ページをごらんください。新旧対照表についてご説明いたします。

第1条では、飛翔館とその他附帯施設を宿泊交流館内施設として明記し、利用時間、休館日並びに利用料金の設定のための改正案でございます。

次に、53ページから55ページになります。

第2条では、財政健全化の取り組みに伴う多目的室、アリーナ及びトレーニング室について、表のとおり改めるものでございます。

議案61ページをごらんください。

附則のところでございますけれども、この条例案の施行期日ですが、第1条における新たに設置した飛翔館の設置期日や利用料金などについては9月1日から、第2条の既存施設の利用料金の改正については、他の財政健全化の取り組みと同じく令和2年4月1日からとなります。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第47号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第47号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,733万8,000円を追加する件及び地方債の追加1件と補正2件でございます。

はじめに、68ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

まず、追加でございますが、水道事業会計へ繰り出しするための財源として、水道事業一般会計出資債を追加するものでございます。

次に、変更でございますが、国の社会資本整備総合交付金の配分に伴う交付金事業の増減により、その財源としての合併特例債の限度額を増額、過疎対策事業債の限度額を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

72、73ページをお願いいたします。

○農政課長（高橋 勉君） 2款3項1目1節森林環境譲与税ですが、森林経営管理法の施行により、経営管理の行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ新たなシステムの創設に伴い、市町村が実施する森林整備等に必要な財源として譲与されるもので、県の試算に基づき計上しており、町森林環境保全基金の財源となるものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 14款1項1目1節社会福祉費負担金、上段のプレミアム付商品券事業費補助金でございますが、対象者1人につき5,000円が国から交付されるもので、対象者は4,650人と想定しております。

下段のプレミアム付商品券事務費補助金でございますが、プレミアム付商品券事務に係る人件費、印刷製本費、委託料等に充てられるものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 14款2項2目民生費国庫補助金でございますが、10月から実施が予定されております幼児教育無償化に伴うシステム改修費の補助で、補助率は10分の10でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 15款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、今年度は民生児童委員の一斉改選の年で、民生児童委員推薦会に係る県補助金の交付が確定したため計上しております。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金の大規模肉用牛団地整備事業費補助金ですが、JAや県、大仙市、仙北市、美郷町などで構成しますクラスター協議会へ交付されるもので、取り組み農家が町内の方のため、県から町を通じて支払うものでございます。繁殖牛舎の新築にかかわるもので、国補助分は3月に予算を計上し今年度に繰り越ししており、県補助分について予算計上するものでございます。

その下の農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金につきましては、強風や大雪によるパイプハウスの破損が発生していることから、その対策として既存ハウスの補強部材等に対する2分の1補助でありまして、要望を取りまとめた結果、3農家で総事業費350万円弱となっております。

続いて、3節農村整備費補助金の農地耕作条件改善事業交付金ですが、昨年度、圃場整備金沢第2地区をモデル地区として、同交付金にて高収益作物転換に関するプラン作成や実証ほでの作付を実施しましたが、引き続き同地区でのプラン実証等を行うための県予算が確定しましたので

予算計上するものであります。

15款県支出金につきましては、以上です。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次に、18款1項2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金でございますが、平成30年度のふるさと納税寄附金合計1,854万2,000円のうち、1,800万円を基金から繰り入れるために増額するものでございます。中学校施設環境整備事業に充当いたします。

○住民生活課長（高橋久也君） その下、20款5項4目1節の雑入の自主防災組織助成金ですが、コミュニティ助成事業として申請しておりました自主防災組織への助成金について内示が入りましたので、内示決定額200万円を計上します。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 下のプレミアム付商品券販売収入でございますが、商品券の販売収入見込み額を計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 76、77ページをお願いいたします。

21款町債でございます。4目土木債は、国の社会資本整備総合交付金の配分に伴う交付金事業費の増減により、その財源としての合併特例債を増額し、過疎対策事業債を減額するものでございます。

8目衛生債は、水道事業会計へ繰り出すための財源として、水道事業一般会計出資債を追加するものでございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、歳出の説明をさせていただきますが、はじめに、各款項目の2節、3節、4節の人件費につきまして一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正は、ことし4月1日付人事異動及び手当支給対象者の変動等による調整でございます。一般会計全体で407万4,000円の減額でございます。

概要につきましては、102ページからの給与費明細書に記載してございます。

内訳につきましては、一般職の2節の給料が680万円の減、3節の職員手当が402万6,000円の増、4節の共済費が130万円の減でございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の2節から4節の説明は省略をさせていただきます。

それでは、それ以外の歳出について順次説明をまいります。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 80ページ、81ページをごらんください。

2款1項6目企画費ですが、8節報償費から14節使用料及び賃借料までは、大田区子どもガーデンパーティー関連事業の完了に伴い減額をお願いするものです。

8節報償費は、関係機関や交流会時の提供品に関する費用の減額をお願いするものです。

11節需用費のうち消耗品費は、現地で購入が必要な薬代等について実績がなく、減額をお願いするものです。食糧費については、交流会負担金の減額をお願いするものです。

12節役務費、傷害保険料は、参加者傷害保険代金について減額をお願いするものです。

13節委託料は、旅行業務取扱事務委託料について当初予算で12組の親子の参加を計上していましたが、実績では10組の参加となったため減額をお願いするものです。

14節使用料及び賃借料は、参加者の施設使用料について減額をお願いするものです。

○教育総務課長（煙山光成君） 次の7目電子計算費でございますが、幼児教育無償化に伴うシステム改修を秋田県町村電算システム共同事業組合が担うこととなってございまして、本町負担分を19節に計上してございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 続いて、81ページですが、11目地方創生事業費、起業支援事業補助金です。金沢西根地域において宅配弁当及び配食サービスの事業で起業したいとの申請があり、1件分の補正をお願いするものです。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 次のページ下段をお願いいたします。

3款1項1目3節職員手当等から85ページ上段14節使用料及び賃借料までは、プレミアム付商品券に係る事務経費で、これら経費に係る分は全て国から交付されることとなっております。

83ページ下段3節職員手当等の上から3つ目、時間外勤務手当でございますが、プレミアム付商品券に係る事務作業の準備期間が短期間のため、時間外勤務での対応が必要となり、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

4節共済費の社会保険料でございますが、事務補助員として任用する臨時的職員1名の6カ月分の社会保険料でございます。

7節賃金の事務補助員賃金でございますが、事務補助員として任用する臨時的職員1名の6カ月分の賃金でございます。

11節需用費上段の消耗品費でございますが、コピー用紙、トナー等を購入する費用でございます。下段の印刷製本費でございますが、商品券、ポスター、チラシ、商品券取扱店登録証及び封筒等の印刷費を計上しております。

12節役務費の通信運搬費は、郵送料でございます。

13節委託料の上段電算処理委託料でございますが、システム等の委託料で秋田県町村電算システム共同事業組合に支払うものでございます。下段の換金業務委託料でございますが、金融機関に支払うものでございます。

次のページをお願いいたします。

特定事業者取りまとめ委託料でございますが、商工会会員の取りまとめを商工会に委託するためのものでございます。

14節使用料及び賃借料の事務機器借り上げ料でございますが、商品券販売用のレジスター借り上げ料7カ月分でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、86ページ、87ページをお開きください。

2項3目児童福祉費施設費11節需用費の修繕料でございますが、児童遊園地にある遊具を点検したところ、補修を要すると診断された3地区の3つの遊具の修繕料を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 同じ目の教育総務課分をご説明いたします。

買いかえが必要となった認定こども園の洗濯機及び冷蔵庫の購入費を18節に、廃棄品の処分手数料を12節にそれぞれ計上してございます。

次に、4目子育て支援費15節工事請負費でございますが、仙南っ子児童クラブの利用希望者が増加していることから、建物の2階部分も使用できるようエアコンなどの空調設備や間仕切りの新設といった改修工事を行うための費用を計上してございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次のページをごらんください。

4款2項1目の19節負担金補助及び交付金ですが、ごみ集積施設設置としまして当初で5件分を計上しておりましたが、既に5件の申し込みがあり、今後追加を想定し3件分の追加補正をお願いいたします。

○建設課長（木村英彰君） 3項1目水道費28節水道事業会計繰出金でございますが、交付税算入の対象となる水道事業一般会計出資債での借り入れによる繰出金を計上したものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、6款1項3目農業振興費の19節農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金につきましては、歳入でご説明しました既存ハウスの補強部材等に対する2分の1補助でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 次のページをお願いします。

6款1項6目農業振興施設管理費13節設計監理委託料ですが、これは道の駅雁の里せんなんの基本設計業務委託料でございます。道の駅雁の里せんなんは、町の観光振興計画及び公共施設等最適化実施計画において総合的な観光インフォメーション施設の設置と一部施設については利用状況等を踏まえ、解体を検討するとの方向性が示されております。したがって、これらを踏まえ、道の駅施設全体の整備について具体案をつくり上げるため、道の駅雁の里せんなんの改修に係る基本設計業務委託料として補正をお願いするものです。

- 農政課長（高橋 勉君） 続きまして、7目畜産業費19節の大規模肉用牛団地整備事業費補助金につきましては、歳入でご説明しました畜舎建設への助成でありまして、県の補助金を町を通して交付するため予算計上するもので、町の負担はございません。
- 建設課長（木村英彰君） 続きまして、8目11節需用費の修繕料でございますが、農村公園に設置している遊具を点検したところ補修を要すると診断された3地区の3つの遊具の修繕料を計上しております。
- 農政課長（高橋 勉君） 続きまして、13節高収益作物転換支援業務委託料につきましては、圃場整備金沢第2地区をモデル地区とし、作物転換プランの実証業務を農業法人へ委託するものでございます。
- 生涯学習課長（皆川信之君） 続きまして、9目農観連携交流促進施設整備事業費でございます。これは宿泊交流館内に移築中の蔵の直接管理経費を需用費、役務費、委託料合わせて37万6,000円を減額するものです。これについては、直接管理費から指定管理者に管理するため減額するものでございます。
- 農政課長（高橋 勉君） 続きまして、2項1目林業費13節調査委託料につきましては、森林経営管理法によりまして経営管理が行われていない森林について所有者の意向を確認するための準備として、対象となる森林を特定する業務を委託するもので、今年度から配分されます森林環境譲与税を財源としております。
- 商工観光交流課長（黒田逸人君） 次のページをお願いします。
- 7款1項3目観光費11節修繕料についてご説明します。六郷地区の清水周辺環境の整備2件として、石垣や柵等の修繕及び六郷地区の公衆トイレに係るタンク、街灯故障2件の修繕費として補正をお願いするものです。
- 建設課長（木村英彰君） 続きまして、94ページ、95ページをお開きください。
- 8款2項3目の道路新設改良費でございますが、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う組み替えでございます。
- その下、6項1目住宅管理費の15節工事請負費につきましては、飯詰駅前住宅の平屋2棟の屋根の軒が折れているのを発見し、早期に補修したく、補正をお願いするものです。
- 住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、9款1項4目13節の調査委託料ですが、危険と思われる空き家を見つけまして、基礎、柱、外壁、屋根などの構造上の破損度、設備上の程度について外観目視による評価判定を実施し、空き家等対策計画の策定においての資料といたく委託費用を計上しております。

その次の19節負担金補助及び交付金ですが、歳入で計上しました自主防災組織助成金としまして、笹巻自主防災組織への助成内示がありましたので計上しております。

○教育次長兼教育推進課長（木村光紀君） 次のページをお開きください。

10款1項2目事務局費9節普通旅費は、美郷町教育を考える会における教育委員会主催の講演会の講師の旅費に係るものでございます。今年度の講師が決定したところ、旅費の不足が見込まれたため補正をお願いするものでございます。

次の3目教育助成費でございますが、タイ王国ノンタブリー県初等教育局等と取り交わす文書の翻訳を委託することとなりましたので、当該費用を当初計上しておりました8節報償費から13節委託料に組み替えるものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費でございます。六郷小学校及び仙南小学校の野球用のダッグアウトの整備費用でございます。

100ページ、101ページをお開きください。

10款5項3目学校給食費でございますが、今年度学校給食配送車の運行管理業務を町内業者に委託したことから委託料の増額をお願いするものでございます。なお、燃料費や車検整備費などの修繕料等は受託業者が直接支払うこととなるため、11節需用費において当該予算を減額してございます。

歳出の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第25、議案第48号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第48号についてご説明いたします。

今回の補正は3億4,822万1,000円を追加するものでございます。

はじめに、国民健康保険の状況につきまして申し上げます。

議案資料集48、49ページに被保険者数等掲載しておりますので、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。

まず、医療費の総額でございますが、平成30年度は平成29年度を4.4%下回ることとなりました。今後も被保険者数の減少に伴い医療費が減少していくことを期待しておりますが、高額な医療費

を要する疾病や高額な薬剤使用が発生する可能性を考慮しますと、増額する年もあると予想しております。被保険者の減少と高齢化は続く見通しでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、112、113ページをお願いいたします。

1款1項1目及び2目でございますが、被保険者数及び所得等が確定し税額の試算をしたところ、資産割額を課さないで平成30年度と同率の税率で算定できましたので、4,440万3,000円の減額を計上しております。また、平成30年度6月補正時の税額と比較いたしますと約3,900万円の減額でございます。

4款1項1目普通交付金でございますが、当初交付額が見込んでいた額より増額決定されたため、4,825万3,000円の増額を計上しております。

7款1項1目繰越金でございますが、4億6,000万円を見込めることができましたので3億4,000万円を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

8款3項9目雑入でございますが、平成30年度普通交付金概算払い分の精算に伴い、国民健康保険団体連合会より返還金が生じたことにより計上したものです。この返還金は歳出において町分の返還金とともに県へ返還するものでございます。

続きまして、歳出でございます。116、117ページをお願いいたします。

2款につきましては、普通交付金の増額に伴う財源の組み替えでございます。

6款1項1目25節積立金でございますが、繰越金の増額が見込めることとなったため、療養給付費及び県事業納付金の急激な増額が生じたとき税負担とならないように備えるため、基金に積み立てたくお願いするものでございます。

8款1項3目23節償還金利子及び割引料の交付金等返還金でございますが、平成30年度普通交付金概算払い分の精算に伴う返還金で、町分1億725万7,000円と国民健康保険団体連合会分437万1,000円の合算額を計上しております。

9款1項1目予備費でございますが、補正調整額でございます。

以上でございますが、今回の補正予算案は令和元年5月22日に開催いたしました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会においてご承認をいただいております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

○議長（澁谷俊二君） 日程第26、議案第49号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第49号につきましてご説明いたします。

119ページをお開きください。

今回の補正の主な内容でございますが、資本的収入の減額でございます。

内訳につきまして説明いたしますので、126ページ、127ページをお開きください。

資本的収入、1款1項1目水道事業債につきまして、秋田県より起債の対象とならないと指導されました部分の減額と、下段にあります一般会計繰入金相当額を合わせた額2,790万円を減額としております。

3項1目一般会計出資金でございますが、一般会計における交付税算入の対象となる出資債を活用した繰入金に組み替え、計上しております。なお、差し引き減額となる額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で流用するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時45分)